

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年10月26日（令和5年（行情）諮問第960号ないし同第962号）

答申日：令和6年11月29日（令和6年度（行情）答申第666号ないし同第668号）

事件名：「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる3文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる33文書（以下、順に「文書1」ないし「文書33」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年9月2日付け防官文第16665号、令和5年7月21日付け同第15785号、令和4年11月17日付け同第21560号、令和5年7月21日付け同第15786号、同年1月27日付け同第1440号及び同年7月21日付け同第15787号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 諮問第960号

ア 原処分1関係

(ア) 文書の特定が不十分である。

- a 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁）【別紙1（略）】である。
- b 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。
- c a及びbの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。
- d 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

(イ) 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(ウ) 特定されたPDFファイルが本件対象文書（第2においては、各原処分の対象である文書を指す。第3において第2の内容を引用する場合も同じ。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(エ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4

日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(オ) 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

他に文書がないか確認を求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

イ 原処分2 関係

(ア) 上記ア（ア）と同じ

(イ) 上記ア（イ）と同じ

(ウ) 上記ア（ウ）と同じ

(エ) 上記ア（エ）と同じ

(オ) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(カ) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(キ) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

(ク) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体と

してDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 諮問第961号

ア 原処分3関係

- (ア) 上記(1)ア(ア)と同じ
- (イ) 上記(1)ア(イ)と同じ
- (ウ) 上記(1)ア(ウ)と同じ
- (エ) 上記(1)ア(エ)と同じ
- (オ) 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

- (カ) 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

- (キ) 上記(1)イ(ク)と同じ

イ 原処分4関係

- (ア) 上記(1)ア(ア)と同じ
- (イ) 上記(1)ア(イ)と同じ
- (ウ) 上記(1)ア(ウ)と同じ
- (エ) 上記(1)ア(エ)と同じ
- (オ) 上記(1)イ(オ)と同じ
- (カ) 上記(1)イ(カ)と同じ
- (キ) 上記(1)イ(キ)と同じ
- (ク) 上記(1)イ(ク)と同じ

(3) 諮問第962号

ア 原処分5関係

- (ア) 上記(1)ア(ア)と同じ
- (イ) 上記(1)ア(イ)と同じ
- (ウ) 上記(1)ア(ウ)と同じ
- (エ) 上記(1)ア(エ)と同じ
- (オ) 上記(2)ア(カ)と同じ

イ 原処分6関係

- (ア) 上記(1)ア(ア)と同じ
- (イ) 上記(1)ア(イ)と同じ
- (ウ) 上記(1)ア(ウ)と同じ
- (エ) 上記(1)ア(エ)と同じ
- (オ) 上記(1)イ(オ)と同じ

(カ) 上記(1)イ(カ)と同じ

(キ) 上記(1)イ(キ)と同じ

(ク) 上記(1)イ(ク)と同じ

(4) 意見書1 (添付資料は省略する。) (諮問第961号)

意見：原本の内容が分からないほど不鮮明な開示実施が行われている。

「実施文書10-4」(開示実施に当たって諮問庁がファイルに付けた名称)の以下の頁については、原本の内容が分からないほど不鮮明なものとなっており、内容が欠落していると言わざるを得ない。

17p

(5) 意見書2 (添付資料は省略する。) (諮問第962号)

意見：原本の内容が分からないほど不鮮明な開示実施が行われている。

「実施文書10-5」(開示実施に当たって諮問庁がファイルに付けた名称)の以下の頁については、原本の内容が分からないほど不鮮明なものとなっており、内容が欠落していると言わざるを得ない。

19p, 27p, 31p, 34p, 56p, 67p, 68p, 73p, 83p, 87p, 160p, 161p, 176p, 177p, 179p, 182p, 183p, 189p, 191p, 192p, 103p (原文ママ), 194p, 195p, 196p, 197p, 212p, 215p, 216p。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第960号(原処分1及び原処分2関係)

(1) 経緯

原処分1及び原処分2に関する開示請求(以下「本件開示請求1」という。)は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1ないし文書11を特定した。

本件開示請求1については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年9月2日付け防官文第16665号により、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和5年7月21日付け防官文第15785号により、文書2ないし文書11について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

諮問第960号の前提となる審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書2ないし文書11のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

- ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求1に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、文書1ないし文書11と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- エ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求1に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、文書2ないし文書11の法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、当該文書の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- カ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分2において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書1ないし文書11のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有

していない。

ク 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求め
る」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、
法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処
分1及び原処分2を維持することが妥当である。

(4) 補充理由説明書

理由説明書においては（上記1（2）及び別表番号1の説明を指
す。）、文書3の7枚目、文書6の5枚目、文書7の7枚目及び文書9
の7枚目の不開示部分については、法5条3号に該当し不開示としたが、
当該部分は、レゾリュート・ドラゴン21（令和3年度国内における米
海兵隊との実動訓練）に関する地元の関係機関等との調整に係る実施事
項に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊と
地元の関係機関等との調整等に影響が生じ、当該訓練の実施に係る事務
の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きの
不開示理由を追加する。

2 諮問第961号（原処分3及び原処分4関係）

(1) 経緯

原処分3及び原処分4に関する開示請求（以下「本件開示請求2」と
いう。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当す
る行政文書として文書12ないし文書22を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の
特例を適用し、まず、令和4年11月17日付け防官文第21560号
により、文書12について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分
（原処分3）を行った後、令和5年7月21日付け防官文第15786
号により、文書13ないし文書22について、法5条3号及び6号柱書
きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行っ
た。

諮問第961号の前提となる審査請求は、原処分3及び原処分4に対
して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分4において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の
とおりであり、文書13ないし文書22のうち、法5条3号及び6号柱
書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 上記1（3）アと同じ

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求め
る」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成

24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求2に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、文書12ないし文書22と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書12ないし文書22は、紙媒体を特定している。

オ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求2に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分3を行ったものである。

カ 上記1(3)クと同じ

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分4においては、文書13ないし文書22の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、当該文書の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分4において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書12ないし文書22のほかに本件開示請求2に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分4を維持することが妥当である。

(4) 補充理由説明書

理由説明書においては（上記2（2）及び別表番号1の説明を指す。）、文書14の7枚目、文書17の5枚目、文書18の7枚目及び文書20の7枚目の不開示部分については、法5条3号に該当し不開示としたが、当該部分は、レゾリュート・ドラゴン21（令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練）に関する地元の関係機関等との調整に係る実施事項に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊と地元の関係機関等との調整等に影響が生じ、当該訓練の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きの不開示理由を追加する。

3 諮問第962号（原処分5及び原処分6）

(1) 経緯

原処分5及び原処分6に関する開示請求（以下「本件開示請求3」という。）は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書23ないし文書33を特定した。

本件開示請求3については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年1月27日付け防官文第1440号により、文書23について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、同年7月21日付け防官文第15787号により、文書24ないし文書33について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

諮問第962号の前提となる審査請求は、原処分5及び原処分6に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分6において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書24ないし文書33のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 上記1（3）アと同じ

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求3に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全て

の内容を複写しているか確認を求める」としているが、文書23ないし文書33と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求3に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分5を行ったものである。

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分6においては、文書24ないし文書33の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、当該文書の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分6において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書23ないし文書33のほかにも本件開示請求3に係る行政文書は保有していない。

ク 上記1(3)クと同じ

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分5及び原処分6を維持することが妥当である。

(4) 補充理由説明書

理由説明書においては（上記3(2)及び別表番号1の説明を指す。）、文書25の7枚目、文書28の5枚目、文書29の7枚目及び文書31の7枚目の不開示部分については、法5条3号に該当し不開示としたが、当該部分は、レゾリュート・ドラゴン21（令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練）に関する地元の関係機関等との調整に係る実施事項に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊と地元の関係機関等との調整等に影響が生じ、当該訓練の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条

6号柱書きの不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月26日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第960号ないし同第962号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月10日 審議（同上）
- ④ 同年12月3日 審査請求人から意見書を收受（令和5年（行情）諮問第961号及び同第962号）
- ⑤ 令和6年7月31日 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）
- ⑥ 同年11月22日 令和5年（行情）諮問第960号ないし同第962号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、不開示部分の一部につき、上記第3の1（4）、同2（4）及び同3（4）記載のとおり不開示理由を追加した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求1の対象は、審査請求人が開示請求書に記載した「「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第12232号（2022.4.26一本本B220）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2022.4.26一本本B220）の後に綴られた文書の全て。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

イ 本件開示請求 2 の対象は、審査請求人が開示請求書に記載した「レゾリュート・ドラゴン 21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第 16665 号（2022. 7. 7－本本 B 629）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2022. 7. 7－本本 B 629）の後に綴られた文書の全て。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

ウ 本件開示請求 3 の対象は、審査請求人が開示請求書に記載した「レゾリュート・ドラゴン 21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第 21560 号（2022. 9. 21－本本 B 1510）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2022. 9. 21－本本 B 1510）の後に綴られた文書の全て。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

エ 本件対象文書は、陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課において、レゾリュート・ドラゴン 21（令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練）に関連して作成された文書であり、同課において、電磁的記録及び紙媒体による管理をしていることから、その両媒体を特定したものである（上記第 3 の 2（3）エは、その趣旨である。）。

オ 本件審査請求を受け、陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル、共有サーバーの再度の探索を行ったが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録及び紙媒体の外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書が陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課において、電磁的記録及び紙媒体により作成・管理されていたものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記（1）エ及び上記第 3 の 1（3）キ、同 2（3）ケ及び同 3（3）キの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（1）オの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第 3 の 1（2）（別表）、同 1（4）、同 2（2）（別表）、同 2（4）、同 3（2）（別表）及び同 3（4）のとおり説明するので（ただし、諮問庁は、当審

査会の問合せに対して、別表番号2中の文書33の不開示とした部分について、「222枚目」とあるのは「223枚目」の誤記である旨説明した。)、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

ア 文書3の7枚目、文書6の5枚目、文書7の7枚目、文書9の7枚目、文書14の7枚目、文書17の5枚目、文書18の7枚目、文書20の7枚目、文書25の7枚目、文書28の5枚目、文書29の7枚目及び文書31の7枚目の不開示部分を除く不開示部分(文書2、文書13及び文書24の各6枚目については、上から2行目の不開示部分に限る。)

標記不開示部分には、令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練に関する主要演練項目、訓練実施要領、運用に係る事項、情報発信、成果報告、分析、成果反映の方向性、じ後の予定に関する事項、組織体制、機動展開前進基地作戦に関する取組内容及び情報保証に係る業務計画等が記載されていると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 文書3の7枚目、文書6の5枚目、文書7の7枚目、文書9の7枚目、文書14の7枚目、文書17の5枚目、文書18の7枚目、文書20の7枚目、文書25の7枚目、文書28の5枚目、文書29の7枚目及び文書31の7枚目の不開示部分

標記不開示部分には、レゾリュート・ドラゴン21(令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練)に関する地元の関係機関等との調整に係る実施事項に関する情報が記載されていると認められるところ、その内容に照らせば、当該不開示部分を公にした場合、防衛省・自衛隊と地元の関係機関等との調整等に影響が生じ、当該訓練の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の1(4)、同2(4)及び同3(4)の諮問庁の説明を否定することはできない。

したがって、標記不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、自衛隊及び米軍における令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練の実施に関する具体的な調整内容、訓練概要、運用に係る事項、陸自教訓業務及び教訓収集成果、訓練教訓、具体的な訓練内容及び参加部隊、想定概要、組織体制、機動展開前進基地作戦に関するコンセプト、具体的な関心事項、陸自教訓収集の在り方、研究実施機関における領域横断作戦に関する研究等に係る取組、訓練評価、指揮・統制、情報、火力、移動・機動、防護及び戦力維持に係る事項並びに作戦段階ごとの実施事項等が記載されていると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるとともに、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、米軍における令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練の実施に関する具体的な訓練内容及び参加部隊、運用に係る事項、機動展開前進基地作戦に関する概念図、概要、構想、米海兵隊における応急防御要領並びに計画策定要領等が記載されていると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

ア 文書2、文書13及び文書24の各6枚目（上から8行目）、文書11及び文書22の各8枚目並びに文書33の7枚目の不開示部分

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 文書 8，文書 19 及び文書 30 の各 6 枚目並びに文書 10，文書 21，及び文書 32 の各 7 枚目の不開示部分

標記不開示部分には，レゾリュート・ドラゴン 21（令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練）に関する地元の関係機関等との調整に係る実施事項に関する情報が記載されていると認められるところ，その内容に照らせば，当該不開示部分を公にした場合，防衛省・自衛隊と地元の関係機関等との調整等に影響が生じ，当該訓練の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第 3 の 1（2），同 2（2）及び同 3（2）（別表番号 4 の「不開示とした理由」の説明部分）の諮問庁の説明を否定することはできず，当該不開示部分は，法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人が，各意見書で述べるところは（上記第 2 の 2（4）及び（5）），その主張及び添付資料の内容に鑑みれば，全て開示の実施に関するものであると解されるので，判断しない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分は，同条 3 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第 1 部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

(1) 本件請求文書1 (諮問第960号)

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第12232号(2022.4.26-本本B220)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.4.26-本本B220)の後に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書2 (諮問第961号)

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第16665号(2022.7.7-本本B629)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.7.7-本本B629)の後に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書3 (諮問第962号)

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第21560号(2022.9.21-本本B1510)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.9.21-本本B1510)の後に綴られた文書の全て。

2 特定された文書

(1) 諮問第960号

ア 原処分1関係

文書1 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練(レゾリュート・ドラゴン21)の概要について(令和3年11月11日 陸上幕僚監部)(1枚目及び2枚目のみ。)

イ 原処分2関係

文書2 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練について(通達)(陸幕訓第147号。令和3年11月19日)

文書3 【業務の参考】令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練(レゾリュート・ドラゴン21)実施計画(大綱)(令和3年7月30日 運用支援・訓練部)

文書4 【業務の参考】令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練(レゾリュート・ドラゴン21(RD21))実施計画(令和3年11月5日 運用支援・訓練部)

文書5 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練(レゾリュート・ドラゴン21)の概要について(令和3年11月11日 陸上幕僚監部)(1枚目及び2枚目を除く。)

文書6 【業務の参考】令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練(レゾリュート・ドラゴン21)初度計画会議(IPC)

参加前報告（令和3年5月13日 訓練課）

文書7 【業務の参考】令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン21）に係る初度計画会議成果報告（3.5.26 訓練課）

文書8 【業務の参考】令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン21）に係る中間計画会議成果報告（3.8.20 訓練課）

文書9 【業務の参考】令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン21）最終調整会議参加前報告（令和3年10月7日 訓練課）

文書10 【業務の参考】令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン21）最終調整会議成果（令和3年10月22日 訓練課）

文書11 「令和3年度国内における米海兵隊との共同訓練（レゾリュート・ドラゴン21）に係る教訓詳報」について（報告）（教訓研本訓第31号。令和4年3月24日）

(2) 諮問第961号

ア 原処分3関係

文書12 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン21）の概要について（令和3年11月11日 陸上幕僚監部）（1枚目及び2枚目を除く。）（3枚目のみ。）

イ 原処分4関係

文書13 上記文書2と同じ。

文書14 上記文書3と同じ。

文書15 上記文書4と同じ。

文書16 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン21）の概要について（令和3年11月11日 陸上幕僚監部）（1枚目ないし3枚目を除く。）

文書17 上記文書6と同じ。

文書18 上記文書7と同じ。

文書19 上記文書8と同じ。

文書20 上記文書9と同じ。

文書21 上記文書10と同じ。

文書22 上記文書11と同じ。

(3) 諮問第962号

ア 原処分5関係

文書23 「令和3年度国内における米海兵隊との共同訓練（レゾ

リュート・ドラゴン21)に係る教訓詳報」について(報告)
(教訓研本訓第31号。令和4年3月24日)(かがみのみ。)

イ 原処分6関係

文書24 上記文書2と同じ。

文書25 上記文書3と同じ。

文書26 上記文書4と同じ。

文書27 上記文書16と同じ。

文書28 上記文書6と同じ。

文書29 上記文書7と同じ。

文書30 上記文書8と同じ。

文書31 上記文書9と同じ。

文書32 上記文書10と同じ。

文書33 「令和3年度国内における米海兵隊との共同訓練(レゾ
リュート・ドラゴン21)に係る教訓詳報」について(報告)
(教訓研本訓第31号。令和4年3月24日)(かがみを除
く。)

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	2 枚目, 3 枚目及び 6 枚目のそれぞれの一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4	1 0 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	4 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9	7 枚目の一部	
	文書 1 0	1 枚目の一部	
	文書 1 1	2 2 枚目, 2 3 7 枚目, 2 4 5 枚目, 2 4 7 枚目ないし 2 4 9 枚目及び 2 6 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 3	2 枚目, 3 枚目及び 6 枚目のそれぞれの一部	
	文書 1 4	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 5	1 0 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 7	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 8	4 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 0	7 枚目の一部	
	文書 2 1	1 枚目の一部	
	文書 2 2	2 2 枚目, 2 3 7 枚目, 2 4 5 枚目, 2 4 7 枚目ないし 2 4 9 枚目及び 2 6 0 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 4	2 枚目, 3 枚目及び 6 枚目のそれぞれの一部		
文書 2 5	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び		

		7枚目のそれぞれ一部	
	文書26	10枚目及び11枚目のそれぞれ一部	
	文書28	4枚目及び5枚目のそれぞれ一部	
	文書29	4枚目及び7枚目のそれぞれ一部	
	文書31	7枚目の一部	
	文書32	1枚目の一部	
	文書33	21枚目, 236枚目, 244枚目, 246枚目ないし248枚目及び259枚目のそれぞれ一部	
2	文書3	1枚目及び6枚目のそれぞれ一部	<p>自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに, 他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 他国との信頼関係が損なわれ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
	文書4	1枚目ないし5枚目, 12枚目及び13枚目のそれぞれ一部	
	文書6	1枚目ないし3枚目, 6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	
	文書7	1枚目ないし3枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部	
	文書8	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
	文書9	1枚目ないし5枚目のそれぞれ一部	
	文書10	2枚目ないし5枚目のそれぞれ一部	

文書 1 1	6 枚目, 2 3 枚目ないし 3 6 枚目, 4 0 枚目ないし 4 5 枚目, 4 7 枚目ないし 5 5 枚目, 5 7 枚目ないし 5 9 枚目, 6 2 枚目, 6 3 枚目, 6 6 枚目ないし 7 7 枚目, 1 2 2 枚目ないし 1 9 6 枚目, 1 9 9 枚目ないし 2 0 1 枚目, 2 2 4 枚目ないし 2 2 9 枚目, 2 3 6 枚目, 2 3 8 枚目ないし 2 4 2 枚目, 2 4 4 枚目, 2 4 6 枚目, 2 5 0 枚目ないし 2 5 5 枚目, 2 5 9 枚目, 2 6 2 枚目及び 2 6 4 枚目ないし 2 6 9 枚目のそれぞれ一部
文書 1 4	1 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部
文書 1 5	1 枚目ないし 5 枚目, 1 2 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部
文書 1 7	1 枚目ないし 3 枚目, 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 1 8	1 枚目ないし 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0	1 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部
文書 2 1	2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部
文書 2 2	6 枚目, 2 3 枚目ないし 3 6 枚目, 4 0 枚目ないし 4 5 枚目, 4 7 枚目ないし 5 5 枚目, 5 7 枚目ないし 5 9 枚目, 6 2 枚目, 6 3 枚目, 6 6 枚目ないし 7 7 枚目, 1 2

	2枚目ないし196枚目, 199枚目ないし201枚目, 224枚目ないし229枚目, 236枚目, 238枚目ないし242枚目, 244枚目, 246枚目, 250枚目ないし255枚目, 259枚目, 262枚目及び264枚目ないし269枚目のそれぞれ一部
文書25	1枚目及び6枚目のそれぞれ一部
文書26	1枚目ないし5枚目, 12枚目及び13枚目のそれぞれ一部
文書28	1枚目ないし3枚目, 6枚目及び7枚目のそれぞれ一部
文書29	1枚目ないし3枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部
文書30	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部
文書31	1枚目ないし5枚目のそれぞれ一部
文書32	2枚目ないし5枚目のそれぞれ一部
文書33	5枚目, 22枚目ないし35枚目, 39枚目ないし44枚目, 46枚目ないし54枚目, 56枚目ないし58枚目, 61枚目, 62枚目, 65枚目ないし76枚目, 121枚目ないし195枚目, 198枚目ないし200枚目, 222枚目ないし228枚目, 235枚目, 237枚目ないし241枚目, 243枚目, 245枚目, 249枚目

		ないし 254 枚目, 258 枚目, 261 枚目及び 263 枚目 ないし 268 枚目のそれぞれ一部	
3	文書 4	6 枚目, 7 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 他国との信頼関係が損なわれ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 8	5 枚目の一部	
	文書 9 及び文書 10	6 枚目の一部	
	文書 11	94 枚目, 198 枚目, 202 枚目 ないし 220 枚目, 222 枚目, 223 枚目, 231 枚目 ないし 235 枚目, 243 枚目, 261 枚目, 263 枚目, 270 枚目 ないし 273 枚目 及び 275 枚目のそれぞれ一部	
	文書 15	6 枚目, 7 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 19	5 枚目の一部	
	文書 20 及び文書 21	6 枚目の一部	
	文書 22	94 枚目, 198 枚目, 202 枚目 ないし 220 枚目, 222 枚目, 223 枚目, 231 枚目 ないし 235 枚目, 243 枚目, 261 枚目, 263 枚目, 270 枚目 ないし 273 枚目 及び 275 枚目のそれぞれ一部	
	文書 26	6 枚目, 7 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
文書 30	5 枚目の一部		

	文書 3 1 及び文書 3 2	6 枚目の一部	
	文書 3 3	9 3 枚目, 1 9 7 枚目, 2 0 1 枚目ないし 2 1 9 枚目, 2 2 1 枚目, 2 2 2 枚目, 2 3 0 枚目ないし 2 3 4 枚目, 2 4 2 枚目, 2 6 0 枚目, 2 6 2 枚目, 2 6 9 枚目ないし 2 7 2 枚目及び 2 7 4 枚目のそ れぞれ一部	
4	文書 2	6 枚目の一部	国の機関が行う行政 事務に関する事務情報 であり, これを公にす ることにより, 当該事務 の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあるこ とから, 法 5 条 6 号柱書 きに該当するため不開 示とした。
	文書 8	6 枚目の一部	
	文書 1 0	7 枚目の一部	
	文書 1 1	8 枚目の一部	
	文書 1 3	6 枚目の一部	
	文書 1 9	6 枚目の一部	
	文書 2 1	7 枚目の一部	
	文書 2 2	8 枚目の一部	
	文書 2 4	6 枚目の一部	
	文書 3 0	6 枚目の一部	
	文書 3 2 及び文書 3 3	7 枚目の一部	